

平成 25 年 第 8 回横浜市税制調査会
議 事 録

日時：平成 25 年 9 月 26 日（木）
午後 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで
場所：横浜市庁舎 2 階応接室

平成 25 年 第 8 回横浜市税制調査会

平成 25 年 9 月 26 日 (木)

午後 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

横浜市庁舎 2 階応接室

税制課長 それでは定刻になりましたので、ただ今より、「第 8 回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきありがとうございます。

それでは、まず、本日の会議の開会にあたり、定足数のご報告と会議の公開についてお諮りしたいと思います。

横浜市税制調査会運営要綱第 6 条第 3 項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、全員のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、会議の公開についてですが、同じく要綱第 8 条の規定により調査会の会議は公開するものとされておりますが、これにかかわらず、要綱第 10 条の規定により、調査会の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。

この点について、座長、いかがでしょうか。

座長 はい。いつもながらも、税制調査会としては積極的に公開していくという立場で審議をしたいと思います。もちろん、場合によっては具体的な数字あるいは個人の事項に関するような場合は、非公開にする場合もあり得ますけれども、本日の議題については全く非公開にする理由はないと思います。ですので、全面公開ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員より異議なしの声あり)

よろしいでしょうか。それでは、公開ということをお願い致します。

税制課長 それでは、議事に入る前にまず副市長の大場より、ご挨拶を申し上げます。
副市長 改めまして、副市長の大場でございます。

本当にお忙しい中、本日は第 8 回横浜市税制調査会にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

前回の第 7 回は 8 月に開催ということですから、約 1 ヶ月ぶりの開催ということになります。後程、追加の諮問についてご案内させていただきますが、この程平成 25 年 9 月 19 日付けで追加の諮問をさせていただくことになりました。この諮問により今回の税制調査会から新たに「平成 26 年度以降の緑の取組における横浜みどり税の取扱い」ということについて委員の皆様にご議論をお願いすることになりました。

緑豊かなまち横浜を次世代に継承していくこと、これは市政にとって喫緊の大きな課題でございます。緑の保全・創造の取組を進めていくことについて大変重要なことでございます。横浜みどり税については、この取組を着実に進めていくために各年度の財政状況に左右されない安定的な財源となっております。また、今年 4 月から 5 月上旬にかけて行いましたアンケート調査の結果においても、多くの市民の皆様から緑の取組のための財源の負担について、肯定的なご回答を多数いただいております。平成 26 年度以降の横浜みどり税についてどのように取扱っていくべきか、ご意見を是非伺って参りたいと考えております。

活発なご議論をしていただき、委員の皆さまから率直なそして貴重なご意見を頂戴できれば幸いです。どうぞよろしくお願い致します。

税制課長 それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行につきましては座長にお願いしたいと存じます。座長よろしく願いいたします。

座長 それでは委員の先生方、関係の皆様、夕刻の開催ということで大変恐縮です。私の都合で遅い開催になってしまいましてお詫び申し上げます。

それでは、いよいよ諮問を市長からいただきましたので、まずはその諮問を拝聴して、我々の議事を開始したいと思いますので、まずは諮問をお伝えください。お願いします。

税制課長 それでは、林市長からの諮問でございます。

副市長 諮問事項、「平成 26 年度以降の緑の取組における横浜みどり税の取扱いについて、ご意見をいただきたい」、趣旨として、「横浜みどり税は、各年度の財政状況に左右されずに、安定的な財源を確保する重要な市税であり、「横浜みどりアップ計画」の取組を着実に進めていくための貴重な財源となっています。このたび、平成 26 年度以降の緑の取組案を策定致しましたが、この案に記載された緑の取組を着実に進めていくためには、今後も安定的な財源の確保が不可欠でございます。そこで、本市としては、平成 26 年度以降の緑の取組における横浜みどり税の取扱いについて、ご意見を頂戴していきたい」と考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

座長 真剣に議論させていただいて、お答えを出したいと思います。

それでは諮問をいただきまして、委員の先生方には後ほどお伝えをさせていただきますが、いま、読み上げていただいたとおりです。最初に一言申し上げておきたいと思います。また、今日は特にメディアの方も入っていらっしゃるし関心が高い、当然のことで、これは市民の方に特別のご負担をお願いしているわけですので、5 年前、我々は同じような決断を致しましたけれども、市民の方々にご負担をお願いする以上は、真剣に責任感を持って見直しの作業をさせていただいて、これまでの 5 年間で良かったかどうか、これから 5 年あるいは今後どうしたらよろしいのか、ということを実際に考えていきたいと思っております。

よくありがちな、こういう委員会ですと市民の方からすると役所の手先ではないのかというような見方をされがちかもしれませんが、この先生方は全ていわゆる御用学者的な発言をされない方々に集まっております。常に市民の目線で、厳しい経済状況そして消費増税が決定されたような時期に、いかにこの緑を守るための効果と負担ということを納得していただけるのかということ、本当に我々は責任をもって審議をして、ぶれない答申を出したいと思っております。委員の先生方、是非ご協力をよろしくお願いしたいと思います。また、事務の方々にも今申し上げた意味で、特に担当部局の環境創造局の方々には、包み隠さず資料をお出しいただいて、市民の方にお示しをしたうえで、納得していただけるかということをやりたいと思っております。森林関係の税で安易な継続というのが都道府県レベルで行われているものが多々あります。横浜の場合にはしっかりした税制調査会がありますので、決してそんなことにはならないということは是非申し上げておきたいと思っております。是非お願い致します。以上でございます。

それでは、いよいよここから議題に沿って進めていきたいと思っております。

まず、最初のところですが、議題が大きく 2 つございます。1 番目、平成 26 年度以降の横浜みどり税の取扱いについてどう審議をしていこうかですが、まずは事務局からご説明いただけますか。

税制課長 それでは、横浜みどり税の取扱いの検討の進め方について説明をさせていただきます。

お手元の資料 1 と右肩に入っております資料、「横浜みどり税の取扱いの検討の進め方(案)」をご覧ください。

「横浜みどり税の取扱いの検討の進め方（案）」としまして、大きく2点に整理しています。1点目は「課税自主権活用の前提として求められる事項の検証」、2点目が「横浜みどり税の税制に係る検討」です。

現行の横浜みどり税につきましては、その導入時において、前身である税制研究会としてご議論いただき、最終報告書としてとりまとめています。

現行のみどり税につきましても、その時の整理の仕方あるいは考え方は、創設の根底にあるものを引き続き今回も活用していきたいと考え、このような整理をさせていただいたところでございます。

具体的には、まず、1の「課税自主権活用の前提として求められる事項の検証」ですが、検討項目として2点ございます。一つ目は、施策の重要性についての検証です。検証すべき施策は、先日策定されました「これからの緑の取組[平成26-30年度](案)」となります。

また、二つ目は、「本市の財政状況・行政改革等の取組状況」に対する検証です。

以上2点が、課税自主権を活用した税制を検討する際の前提条件として必要な事項と考えております。

なお、本日の会議では「施策の重要性の検証」は行いたいと思いますが、「財政状況等の検証」については、会議進行の都合上、次回にご議論いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、2の「横浜みどり税の税制に係る検討」です。大きく5つの検討項目をあげております。上から、「課税手法・納税義務者」、「課税期間」、「市民参画」、「使途」、「税率」となっております。これらにつきましては、税制を構成する要素となっておりまして、前回（第7回）の会議において、現行みどり税の検証を行っていただいた際の項目と同様のものとなっております。

会議の開催につきましては、今回も含めまして全部で3回程度は必要になるのではないかと考えております。議論は、会議の進行上の都合もありまして、必ずしも、この順番通りになるかどうかという議論はあるかと思いますが、いずれにしても、以上のような事項についてご議論いただければと思います。

説明は以上になります。

座長 説明ありがとうございます。

ざっくり言いますと、今後の議論の進め方になるわけですがけれども、何かご意見ご質問があればお願いします。

少し補足をさせていただきますけれども、事業の検証ということについて、これまでの事業の検証については、実は既に我々としては着手しています。これはウェブサイトで全部公開している議事録を読んでいただければ分かりますけれども、本日諮問いただいたような26年度以降どうするかは別にしても、我々が提案をして、市民から超過負担をしていただいているわけですから、検証はしなくてはいけないということで、既に2か月以上を使って検証を進めてきております。本日以降の課題とすると、これから先の話になりまして、今までの検証は既に終わっているとご理解下さい。まだ答えは、結論のところでは先生方のご意見のまとめをしておりませんが、一応これまでの経過と成果については既に報告を受けて審議はしました。ですから、1番目のところ、これからの、施策の重要性の検証ということでご説明をいただき、そのあと我々の専門の立場でやっていくということになります。何かご質問があればお出してください。

税制課長 座長、申し訳ございません。

大場副市長が、公務がございまして、ここで退席をさせていただきたいと存じます。

副市長 申し訳ございません。よろしく申し上げます。

座 長 それでは検討の進め方ですが、よろしいでしょうか。進め方はもちろん、形式ばった委員会運営はしませんので、その時々で言っていただければ対応いたします。

それでは今ご説明いただいた1番と2番のうち、2番の中の財政については、これは本当に大事なところですから、超過負担するのに他の部分で無駄が生じている市政運営なのか当然重要なチェックです。これについては次回きっちりやるというお約束をいただきましたので、まず本日は、これからの施策についてお話をお伺いします。それに続いて税制の検討というところに入り、もちろん、両者関係するところもありますけれども、まずは「これからの緑の取組」について、ご説明をいただければと思います。

それでは、お願いします。

環境創造局 政策課担当課長 それでは、お手元の資料2をベースにお話しさせていただきます。

26年度以降の緑の取組につきましては、現在取り組んでいる「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」の成果や課題、市民の皆様からのご意見を踏まえ、本年3月に「これからの緑の取組 平成26-30年度 素案」として策定しまして、この素案に対する市民意見募集を4月に実施したところです。

この市民意見募集の結果などを反映させ、現在開かれている第3回市会定例会で報告したものが、今日ご説明する「これからの緑の取組[平成26-30年度](案)」になります。

まず、市民意見募集の結果概要からご説明します。資料2、取組案の冊子の64ページをご覧ください。上の囲みの中に、意見募集の実施概要をまとめています。意見募集は、(1)アンケート調査と(2)公募型自由記述の2種類の方法により実施しています。アンケート調査は、個人5,000人、法人5,000社に調査票を送付しました。公募型自由記述については、区役所や市内の公共施設等、約600か所に素案の概要パンフレットを配架して実施しております。

アンケート調査の結果ですが、64ページの下から66ページの中段までの問1から問6が、取組の目標や内容についての質問になりますが、どの質問に対しても、8割以上の個人、法人に「積極的に取り組む必要がある」または「どちらかと言えば取り組む必要がある」とお答えいただいています。

66ページの一番下、問7が、取組を進めるための市民負担に関する質問になります。個人で7割以上、法人で6割以上の方に「積極的に負担する必要がある」、「どちらかと言えば負担する必要がある」とお答えいただいています。

67ページから69ページが公募型自由記述の結果になっています。多くの方から幅広いご意見をいただきました。

続きまして、「これからの緑の取組[平成26-30年度](案)」について説明します。表紙にお戻りください。表紙をめくっていただきますと、目次がございます。第1章では、「横浜の緑の取組と課題」を整理しています。第2章は、「これからの緑の取組」として、取組の内容をまとめており、中心となる章になります。最後に「資料編」としまして、6月の税制調査会でも説明しました、みどりアップ計画4か年の取組の評価・検証の結果や、先ほど説明しました、市民意見募集の結果など、これまでの検討で参考とした資料をまとめています。

まず、「第1章 横浜の緑の取組と課題」を説明します。

1ページをご覧ください。ここでは、本市の緑施策の基本計画である「横浜市水と緑の基本計画」や、重点取組としての「横浜みどりアップ計画 新規・拡充施策」について説明しています。

2ページをご覧ください。このページでは、上段の図で「これからの緑の取組」の位置づけを、下段の図で、「これからの緑の取組 案」の策定の経緯を示しています。

3ページでは、緑がもつ役割についてまとめています。

4ページをご覧ください。このページでは、横浜の緑の現況をまとめています。横浜の緑は都市化の進展とともに大きく減少してきましたが、21年度からのみどりアップ計画の取組により、緑の減少傾向は鈍化しています。また、緑を創出する地域での取組、水田の保全や地産地消の取組が進んでいます。

5ページは、横浜の緑についての課題を説明しています。「緑の10大拠点にも、保全すべき樹林地はまだ多く残っているということ」、「生物多様性の向上など、緑の質を充実させることが必要なこと」、「収穫体験など農とのふれあいを求める市民が増えていること」、「街の魅力づくりのための緑の創出が必要なこと」を課題としてまとめています。

7ページをご覧ください。「第2章 これからの緑の取組」を説明します。上段では、取組の理念や、5か年の目標をまとめています。下段では、3つの取組の柱についてまとめています。

8ページをご覧ください。このページでは、取組の体系をお示ししており、3つの取組の柱のもと、7つの施策、13の事業があります。

また、3つの取組の柱と合わせて取り組むものとして、「効果的な広報の展開」を位置付けており、取組の柱の事業とあわせて14の事業を進めます。

9ページからは、取組の柱ごとに、各事業の内容を説明しています。

9ページでは、取組の柱1の「市民とともに次世代につなぐ森を育む」の全体像をまとめています。

10ページをご覧ください。事業①「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」についてです。26年度以降の取組においても、この事業は根幹となる事業と考えています。一番下の表に、5か年の目標を記載しています。これまでの実績や、樹林地の減少傾向が鈍化していることを踏まえ、緑地保全制度による新規指定500ヘクタールを目標としています。また、備考欄にありますが、買取りの面積は21～24年度の実績を踏まえて、108ヘクタールを想定しています。

11ページでは、緑地保全制度について表でまとめて説明をしています。

12ページをご覧ください。事業②「生物多様性・安全性に配慮した森づくり」についてです。この事業は、樹林地の維持管理の技術指針である「森づくりガイドライン」等を活用した森の維持管理や、緑地保全制度に指定された樹林地で土地所有者が行う管理の支援などを、これまでよりも拡充して行なおうとするものです。

13ページでは、コラムとして、「森づくりガイドライン」や「保全管理計画」について説明をしています。

14ページをご覧ください。事業③「森を育む人材の育成」についてです。市民や事業者と市との協働により森を育む取組を進め、(1) 森づくりを担う人材の育成や、(2) 森づくり活動団体への支援を行います。

15ページは、事業④「市民が森に関わるきっかけづくり」についてです。森に関わる市民の裾野(すその)を広げるため、(1) 森の楽しみづくりとして、森に関わるきっかけとなる親子で参加できるイベントなどを実施するとともに、(2) 森に関する情報発信として、市民の森などのガイドマップを作成します。また、ウエルカムセンター5館において、市民が森についての理解を深めるための取組を進めます。

17ページからは、取組の柱2「市民が身近に農を感じる場をつくる」の各事業の説明になります。農に関する取組は、中ほど右側の囲みに、横浜市の農業振興策の全体像を示していますが、農景観の保全に直接つながる取組、市民が農を実感できる取組を拡充して緑の取組として位置づけ、農業経営を支援する取組は、農業振興策として引き続き、取り組んでまいります。

18ページをご覧ください。事業①「良好な農景観の保全」についてです。(1)水田の保全として、「奨励による水田の継続的な保全」を、引き続き実施します。また、19ページの(3)農景観を良好に維持する取組の支援や、(4)多様な主体による農地の利用促進などの取組を進めます。

20ページをご覧ください。事業②「農とふれあう場づくり」についてです。(1)様々な市民のニーズに合わせた農園の開設を行います。農園の開設は、21ページの下段の取組の目標にありますように、5か年で、これまでの実績を勘案して25.8ヘクタールを目標としています。

21ページは、(2)市民が農を楽しむ支援する取組の推進についてです。

23ページをご覧ください。事業③「身近に感じる地産地消の推進」についてです。(1)地産地消にふれる機会の拡大を行います。

24ページをご覧ください。事業④「市民や企業と連携した地産地消の展開」についてです。(1)地産地消を広げる人材の育成や、25ページの(2)市民や企業等との連携に取り組みます。

27ページからは、取組の柱3「市民が実感できる緑をつくる」になります。

28ページをご覧ください。事業①「民有地での緑の創出」についてです。(1)民有地における緑化の助成では、条例等の基準を超える緑化を行った事業者に対し、緑化費用の一部を助成します。また、緑の少ない区における公開性が高い緑化や、多くの方の目に触れやすい場所の緑化に対しては、新たに、維持管理費についても助成を行います。

30ページをご覧ください。事業②「公共施設・公有地での緑の創出」についてです。(1)公共施設・公有地での緑の創出・管理、(2)公有地化によるシンボリックな緑の創出、(3)いきいきとした街路樹づくり、に取り組みます。特に、(2)公有地化によるシンボリックな緑の創出につきましては、緑の少ない区などを対象に、税制研究会でもご議論いただきました、山手の土地取得と緑化のような取組を行いたいと考えています。

31ページは、事業③「市民協働による緑のまちづくり」についてです。(1)「地域みどりのまちづくり」は現計画でも取り組んでいますが、ご近所同士や集合住宅の管理組合などでも気軽に取り組めるよう、対象となる区域の規模を小さくするとともに、計画づくりの自由度を高め、幅広く民有地の緑化を支援できる仕組みに変えて、引き続き実施します。

32ページをご覧ください。事業④「子どもを育む空間での緑の創出」についてです。

次世代を担う子どもたちが緑と親しみ、感性豊かに成長できるよう、保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出に取り組みます。

33ページは、事業⑤「緑や花による魅力・賑わいの創出」についてです。多くの市民や観光客が訪れるエリアである都心臨海部において、公共施設を中心に緑や花による空間演出や、質の高い維持管理を集中して進め、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげる取組を、新たに実施します。

35ページをご覧ください。「効果的な広報の展開」についてまとめています。

36ページから38ページでは、各事業の目標等を一覧でまとめています。

39ページをご覧ください。これからの緑の取組の事業費として、広報を含めた14の業の事業費を記載しています。総事業費は485億円と計画しており、内訳としては、「取組の柱1」が366億円、「柱2」が40億円、「柱3」は78億円となっています。個別の事業では、根幹となる事業である、「取組の柱1」の「事業1」、緑地保全制度による指定の拡大・市による買取りが325億円となっています。合計の欄で、事業費485億円の横のカッコ内にある一般財源の178億円について、今後、税制調査会でご議論いただくことになると考えています。

41ページから73ページは、「資料編」になります。

簡単ではございますが、以上で「これからの緑の取組[平成26-30年度](案)」の説明を終わります。

座長 ありがとうございます。

それでは、これから行う施策について、税の立場からということになります、当然税として口を出していかなければならないところですので、後で先生方に御審議をいただく税の理屈のところとだいぶ被ったところになります。例えば、ご説明いただいた行政サービスのうち、どの部分をみどり税で充てると適切なのか、あるいは中身のその割合についてもどうなのか、環境創造局のご説明の中でも根幹という言葉を使って何度も繰り返しお話がありましたけれども、我々も5年前に最後のところで市民の方が納得していただくには、やはり税金を払って財産が増えるのであれば、納得していただけるかなというのがかなり大きな要因でした。どうしても事業の柱、特にみどり税の使途の柱は買取のところになるのだろう、ということになりますので、そのあたりについてはまた後程ご議論いただきます。まず、みどり税はいつも言っているように税ありきではなくて、施策ありきの税です。まずはその中身を質問して、妥当なのかどうか、みどり税を充てるべきなのかどうか、そのあたりを中心にご質問していただくとありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

委員 例えば36ページの施策の2のところでございますけれども、(2)のところ、指定された樹林地の維持管理の支援ということで、これまでの267件が650件と3倍までいかないですけれども、かなり増えているということです。樹林地の維持管理は当然買取が増えていけば増えるものなのですけれども、そのところに税金を投入し続けるのがいいのか、それとももう少し民間の力を借りて、商業ベースに乗るような形、例えばエコツーリズムのようなものを取り入れるなどして、何か自前で回っていくようなシステムを考えたりするような検討をされておりますでしょうか。

座長 まずは、ざっくばらんに担当者からご意見をいただければと思います。ここで話したから議論が決まるというものではないので、そのあたりのご判断はどうでしょうか。

要は質問とすると、時限でやっている超過課税で買い取りました。ただし買い取った後は、当然維持費がかかってくるので、維持費についてはどうするかという話です。

環境創造局 環境創造局の方からご説明をさせていただきます。

みどりアップ推進部長 36ページのご指摘がございました(2)指定された樹林地における維持管理の支援でございますが、この支援というのは緑地保全制度で指定された土地をお持ちの方の管理に係ることに対する支援です。横浜市が取得した土地の管理費ではないです。

座長 買取前になるのですか。

環境創造局 買取前です。もう少し補足させていただきます。10ページをお開き下さい10ページの施策1の事業①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取ということがございます。そのリードのところに書いてありますけれども、樹林地の保全の基本的な考え方が、2行目にあります。土地を所有する方が、できるだけ持ち続けられるように支援することが大切であり、そのために緑地保全制度の指定により土地所有者への優遇措置を講じることで、樹林地を保全しています。その優遇措置というのが、税の軽減あるいは今申し上げた維持管理に対する定期的な支援ということでございます。

さらに11ページの最下段に棒グラフがありますけれども、これは昨年樹林地をお持ちの方にアンケート調査を行ったものです。この中で、制度指定を受けて良かったことということで、税の減免あるいは4つ下のところがございますが、維持管理の助成制度があることだと、現行でも助成制度を行っておりますので、それもきちんと評価いただいているということでございます。

件数が伸びている部分につきましては、ここにありますように、所有者の方からも助成制度があることが制度の魅力だということがあります。そういった面からの評価、さらに指定の拡大もこれから500haをやっていこうと考えております。そういう意味で、指定におけるメリットということで是非捉えていただいて、これを推進していくことで指定も拡大していこう、車の両輪みたいな形で目指していこうということで、これだけの維持管理の支援をしていこうということでございます。

委員 長 みどり税が、固定資産税の減少を補てんしているような感じがありますね。いかがでしょうか。

まだ、この段階では税と組み合わせていませんので、どこの部分に充てる等とは想定していないのですが、それと絡めても、諮問をいただいて報告書を作らなければなりませんので、使途と絡めていただいても構いません。

基本的には、ざっくりというと我々が過去4年分として検証してきたものの継続なのですが、多少その色が変わっている部分もありますので、先程も話をいただいた山手の等々の新しい取組の部分です。

委員 36 ページの施策2の間伐材の有効活用なのですが、バイオエネルギーで使えないのかという話を以前したことがあります。その時、チップ化はしているのだが道路に敷くなどそういう使い方をしているという答えだったのですけれども、道路に撒くだけではなくて、チップを使って、どれくらいお金がかかるかとの兼ね合いもあるかと思いますが、バイオエネルギーとかにつながるような、もっと有効利用ができないかと思います。

委員 長 その点はいかがでしょう。

資料の12ページをご覧くださいければと思います。

環境創造局 みどりアップ推進部長 (4) 間伐材の有効活用ということで、チップの貸出などにより、間伐材の有効活用を推進します。その下の取組の目標のところ、備考欄に間伐材の活用方法も検討と書かせていただいております。

現在、横浜市で間伐材を最も有効に活用していく手段としては、やはりチップ化して使っていくことです。これは、例えば市民の森の不燃土に混ぜて使っていくというのが一番現実的だと考えています。それは、横浜市内の間伐材が均質ではない、色々な材のものがある、乾燥具合とか、いわば林業という形態がございませぬので、色々なものが出てくるということで、今はこれが一番だと考えています。ただ、ここにありますとおり、活用方法も検討ということで、実は本年度バイオマス燃料としての活用はできないかということで、基礎調査を行っております。本年度の調査を基に、さらに次の計画の中で検討を進めていきたいと考えております。

委員 長 よろしいでしょうか。あるいはもう少し事業の中身ですと、我々からすると色々有意義なことをやられているんですね、で済むのですが、我々念頭にあるのはやはりみどり税ですので、少しみどり税とくっつけていただいて、みどり税から見て事業がどうなのかというご質問でも構いませんので、いかがでしょうか。

委員 みどり税の趣旨に関わる市民団体やNGOへの、例えば活動への補助というのはどうでしょうか。今回項目が出ていなかったような気がしたのですけれども、そういう考え方というのは、あるいは、そういう施策を推進するというのは難しい話でしょうか。

委員 長 いかがでしょう。何かあるのですか。

案の14ページでございます。

環境創造局 みどりアップ推進部長 森を育む人材の育成ということで、民有地の市民の森もそうですし、横浜市が取得した樹林地も管理していかなければならないわけで、そういうことで行政が全てできるわけではないので、そういったところでご協力をいただける人材の育成を進めていくということがあり

ます。そういった中で、個人の人材の方々が森づくりの団体を作っていきます。やはり団体で活動していただかないと、お一人でやりたいのだといわれても中々効果的な活動ができないので、(2)にありますように、森づくり活動団体への支援ということで、今回は提出をさせていただいています。下に書いてありますけれども、森づくりにかかる道具の貸出、それから活動に対する助成ということで、森づくりの例えば草刈りや間伐のような作業以外に、さらに自分たちの活動を使って環境教育とか環境学習とか、発展的な活動に対する助成をしていこうかと考えております。少し先生のご指摘と若干ズレはあるかもしれませんが。

委員 今の関連でいいですか。活動に対する助成というのは、想定されているのはどれくらいの規模で、金額的にはどれくらいのロットなのですか。

具体的の中身は想像つかないものですから、ざっくりした数字でいいのですが。

環境創造局 ざっくりとした数字ですが、だいたい一団体 10 万円程度。その 9 割助成で運用しています。政策課担当課長

委員 それは財務報告などを徴しているのですか。

環境創造局 活動内容について、助成金を申請していただくときに、どういう活動をするからこういうお金が必要だと、申請はしていただいて、実施後にはきちんとご報告をいただくことをやっております。みどりアップ推進部長

委員 ありがとうございます。

座長 ○○委員は、使い途の方針を決めたり検証をしたりする市民推進会議の委員を務めていただいておりますので、その観点で教えていただきたいと思っております。これからの 5 年間の予定が出てきました。市民から見てこの中に違和感のあるものがありますと、冒頭で申し上げたように市民意識・市民目線で審議をしないといけないわけですから、いかがなのかご意見を伺いたいと思っております。私としてご意見いただきたいのは、農業の地産地消を「みどり」ということです。説明をつけようと思えばつきますが、市民意識として地産地消を「みどり」という時に違和感があります。農業支援は大賛成ですが、みどり税の使い途として、地産地消的なことを掲げてしまうことに違和感があります。いかがなものかと思っておりますがどうでしょうか。

委員 その前に、○○委員と○○委員の方から質問があった件ですが、ボランティア団体との協働というのは、使い勝手の問題です。かなりボランティア団体にとって使いやすい形での支出になっています。最初は、行政の方がどうしても決められた事業をやりたい気持ちがあり、むしろ実際のボランティアの方々から見ると、行政の事業をやるのではなく、ボランティアと協働する形になるので、予算をそんなにつけなくてもできますという意見が出たりしました。私もそうだと思います。今回はここに書かれているとおりで、森を育む人材の育成に力を入れていくのは、そういう意図を行政の方々が考えていらっしゃる反映だと思います。基本的には森づくりというのは、行政が全部を面倒見ることはできませんので、地域の皆さんが地域の森をボランティアや市の職員の方々と協働する形で維持していくというのが望ましいと皆さんも思っています。そういう点の試みは、かなり進んできていると思っております。これは、私の個人的な意見として持っているものです。

座長から議論になりました、地産地消の推進、農業の方ですけども、難しい所であるのは確かだと思います。例えば、我々も現地調査に行くと、市営地下鉄の駅の目の前に田んぼがあり、なぜそれが維持されているかというところある程度の助成が実施されているのでそれを維持していく農家の皆さんがそれを継続できる事実というのはあると思っております。ただ、今後を考えた時に、どこまでそこを税で援助するかという議論はあつていいと思っております。私は、港北ニュータウンの近くに住んでいまして、港北ニュータウンは、東京都のニュータウンと違っていまして、実に良い開発をしていると思っております。農業地域が、ニュータウンの中で守

られています。非常に広大な緑を維持している事実もありまして、直売所もありまして農家の皆さんがそこで売っています。このようなことは必要だと思います。

座長 農業は大事だとは思いますが、それに横浜みどり税を充てるのかということです。「横浜みどり税」を市民が払った時に、農業振興が緑につながることを頭では理解するけれども、かなりの違和感を抱くと思います。それならば、これについては、一般財源を使っていた方が本当はすっきりするし、問題が無いというのが我々の立場からの意見だと思います。

委員 私も座長と同じ問題意識を持っています。地産地消というよりは、その前の農地の景観を守るところで、都市農業の農業振興策と抱き合わせる形で提案が出てきているという所が、農業振興策との区分けをどのように考えるべきかということ、また、この項目は、事業費が40億円で一般財源が26億円ということです。補助金にプラスアルファをする形で振興というのを考えていらっしゃるかどうかということのも気になった所です。

座長 ここで言う一般財源は、横浜みどり税を充てたいという御意向をお伺いしていますが、そうすると事業費の40億円で一般財源が26億円だと、横浜みどり税の方が多くなることとなり、この部分がかかなり議論が分かれるところだと思います。最終的には、市長に対して私たちの意見を申し上げないといけないわけですが、納税者、負担者からすると違和感が出ることは、たぶん間違いないと思います。今日で審議は終わりではございませんので、後ほど、税の方から見てどうかという話もしますが、一つコアになるのはここかと思っています。

環境創造局政策調整部長 農業の説明で不足していた部分がありましたので、補足いたします。みどりアップ計画を議論しますときに、これまでの5か年の中には、生業としての農業を支援する取組が混ざっていましたが、様々な所でご意見をいただきまして、生業としての農業はみどりアップ計画の外に出そうと整理しました。併せて、農に係る部分でも、景観に関わる部分、広く市民に関わる部分は残そうとしました。地域の景観、緑の潤いにつながる農景観、それから、市民の方が農にふれあえる地産地消、市民農園は、次のみどりアップ計画に入れさせていただいています。そういう意味での整理はしています。

また、農業は、水と緑の基本計画の中でも緑という扱いを一部しておりますので、そういった背景を踏まえて整理をさせていただいた所です。

座長 ご説明ありがとうございます。どこまでで線を引くかという話になってくると思います。農景観を良いという市民の方々の比率とおかしいという方々の比率が気になるところです。税として綻びが一つでも出ると評判が悪くなりますので、最後までどこまでが線を引けるかを真剣に我々の意見として市長にお伝えすべきかどうか、あと2回、引き続き審議をしていきたいと思っています。

委員 両方の意見が分かるので、はっきりするのは難しいというのが結論ですが、地産地消という言葉がどうか分からないのですが、緑を維持していくというのは、農の部分、果樹とかそういうものがあります。ただ作るのではなく、それが回っていくというサイクルがあるからこそ、維持される側面があるということも事実だと思います。そう考えるとここに記載があるのも、表現が難しいとは思いますが、おかしくはないと思います。

座長 そこを含めて先生方はお考えいただいていると思います。例えば間伐しても切り捨てれば良いという話もあれば、循環して多少売れることが自立につながるだろうという意見もありますので、当然両方とも入りますけれども、最後の最後に私がこだわりたいのは、「横浜みどり税」として喜んで税金を払うという時に、市民の方が納得してくれるかどうかということは大にしたいと思っています。大事な話ですので、今日だけで結論を出さないでおきます。

委員 1点だけよろしいでしょうか。事業計画の38ページ及び39ページの「取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる」という所が、今回かなり力を注いでいるところですが、私

もそう思っています。みどり税は、横浜市の中心部にお住まいの方が実感できる緑というの
も、みどり税で負担していただいている限り、その受益も担保していかなければならないと
思います。横浜駅や関内地区が、ややもすると受益を受ける機会がないということになると、
税の性格からいって受益がきちんと市民に還元されないということになるので、市民が実感
できる緑を創出する取組は、都市部・中心部にお住まいの方に緑が実感できるように作っ
ていただきたいです。そうすると公共施設がもっと意識をして緑を作ることが施策とし
て必要だと思います。市民の皆さんから税金をいただいているので、それを目に見える形で
還元しないといけないと思います。

座 長 今のお話はある程度想定しているところでは、26年度以降は、継続か廃止かという結論を
出すかまだ分かりませんが、4年間の検証を行った段階では、予定した段階にはいっ
ていない、やる必要性は残っています、というところは、過去の検証で出ていますので、そ
の時点で優先的に中心部でない樹林地にいきましたということは、明白であります。順番を
追って、深刻ですぐに宅地開発してしまう所からやりますということで、第一期にやまし
た。そうすると、そこがまだ充足していないにしても、多少後回しにされた中心部、横浜駅
の周りにも当然目配りが必要になるのだらうと思います。しかし、税の理論としてどうする
か、ということです。政治的には、今のご発言はまさにその通りです。やはり効果が実感で
きなれば税金を払って欲しくない、ということになります。実感はしていませんが、利益
はきちんと全市民にいつていますので、ここだけご理解をいただきたいと思ひます。〇〇
委員のご発言の中で利益がいつていないというのは、あくまでも見えにくいという話です
ので、今後は、見えやすい所にも目配りが必要ということです。

委 員 そういうことです。

座 長 そういう方向で報告書をまとめられたらと思ひます。税ありきの税の理論だけではいかな
いのが、超過課税ですので、環境創造局の方々とは、緊密にご相談しながら進めていき
たいと思ひます。いよいよ今から税の理屈の話になりますが、今言ったように税の理屈だけ
ではない部分もあると思ひます。

環 境 創 造 局 39 ページで「これからの緑の取組」の事業費をご紹介します。表の一番右の欄に、「事
みどりアップ推 業費（うち一般財源）」と書いてありますが、横浜みどり税に限定しているわけではなく、
進部長 事業費のうち一般財源として必要な金額のことです。

座 長 総額から括弧内を引くと、国の補助やほかの財源になるというわけですね。

環 境 創 造 局 そのようにご理解いただければと思ひます。
みどりアップ推

進部長

座 長 それでは、2番目の項目に行きたいと思ひます。事務局からご説明をお願いいたします。

税 制 課 長 それでは、続きまして、横浜みどり税の税制に係る検討項目について説明をさせていただきます。
資料3「横浜みどり税の税制に係る検討」をご覧ください。

2ページ目になりますが、先ほど「横浜みどり税の取扱いの検討の進め方」のところ
で挙げた5つの論点について、現行制度の内容、考え方、論点の3つに分けて記載して
います。なお、ここでは、5つの論点を3つの大項目に分けてご説明させていただ
き、その都度、ご議論をいただくという形にしたいと思ひますので、よろしくお願
いします。

それでは、まず、大項目の1として、「課税手法・納税義務者・課税期間」でござ
います。現行制度では、市民税（個人・法人）の均等割への超過課税という手法を取
っており、特例として、欠損法人については課税免除となっています。また、課税
期間は5年間となっており、個人では平成21年度～平成25年度まで、法人では、
平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度等の
期間となります。

3 ページでは、これらの考え方をまとめております。一つ目は課税手法についての考え方です。「強力な開発圧力にさらされる横浜において、緑を保全・創造していくためには、標準的な税負担による行政需要を超える水準のコストがかかる」こと、「また、緑の総量を維持・向上させ、また、その質的価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及ぶ」ことから、「したがって、地域社会の費用を、広く住民が負担するという性質を有する税である市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民に広く薄く負担を求める方法によることがふさわしいと考えられる。」というものです。次に、課税期間としましては、「定期的に事業効果の検証を行っていくうえで、5年間という期間設定が合理的」であるというものです。

4 ページにまいりまして、これらの事項に関する検討の論点ですが、①として、「市民税（個人・法人）均等割への超過課税という課税手法について、どう考えるか。」具体的には、「これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] (案)」の事業・取組に必要な事業費は、標準的な税負担による行政需要を超える水準のコストであるといえるか。」、また「「これからの緑の取組 [平成 26-30 年度] (案)」の事業・取組における受益は、市民である個人・法人に広く及ぶものであるといえるか。」が論点になろうかと思えます。次に、②として、「現行の横浜みどり税において、特例として行ってきた、欠損法人の課税免除措置について、どう考えるか。」という論点があります。また、③として、「5年間という期間設定をどう考えるか。」、最後に、④として、「課税期間終了後において、みどり基金に生じる残高の取扱いについては、どのように考えたら良いか」という論点があります。なお、今申し上げました論点の②と④については、本市の財政状況や行政改革等の状況を踏まえた上で議論を行っていただいた方が良いと思われまますので、次回、本市の財政状況等のご説明を行った後に、改めてご議論いただければと考えております。

以上、大項目の1についての説明になります。ご検討のほどよろしく申し上げます。

座長 課税の仕組みの根本の部分の説明いただきました。検討の論点の順番で、ご意見があるところを出していただきたいと思いますが、まず、超過課税の手法についてです。色々な所に話が飛んでいただいても構いません。かなり狭く考えると2つ書かれている黒丸のとおりだと思いますが、どうでしょうか。

標準より超えているのかいないのか、横浜だけなのか、川崎もなのか、いわゆる全国的な標準行政を上回るのが超過課税の原則ですけれども、確認するのは難しいと思います。単純に標準行政以上だけでは、成り立たないと思います。

委員 法人への課税が問題だと思います。まず、法人に税をかける意味が分かりにくいと思います。誰に受益が及ぶのかというと、やはり人だと思います。そうすると、従業員の数というのを考慮するというのも一つ考え方としてあると思います。それを踏まえて欠損法人はどうかということになっていくと思います。人に及ぶのであれば、欠損法人にも及びますので、そうするとご負担いただくのがよろしいかと思えます。

座長 ②については、次回、市の財政状況を見ながらと言いましたけれども、市の財政状況は無関係に、個人と法人の関係性を考えておいた方がいいと思います。なぜ法人に税をかけるのか。我々の感覚からすると、個人に求めて、法人に求めないというのはおかしいというのが、5年前の判断です。法人に投票権がないと言っても、無機質な人ではないので、そこには工場長や経営者や従業員がいて、そのような状況で、ご負担をいただかないのは、いかなものかという事で法人に課税したという理論からいうと、欠損法人の課税免除措置はおかしいとなりますが、先生方いかがでしょうか。

委員 法人が緑を楽しんでいるわけではなく、法人の従業員が楽しんでいるのであるから、法人は一種の代理変数、プロキシだとみているわけです。それと、もう一つは、法人自体が負担

するかという話の2つがあると思います。

法人自体が負担をするかという話だと、欠損法人だったら多少目をつぶろうという考え方がありますが、プロキシの部分だと、法人とは関係がないものを法人に無理やり載せていて、東京都のホテル税の特別徴収と同じ考え方を法人住民税に押し込んでいるだけです。結局、市民でない人たちが横浜市内の事業所で働いている流入者についても負担をしてくださいといっています。そうすると、マトリクスを作って、従業員のうちの市民の部分は、二重課税になるので、排除していかなければならず、市民でない人で法人で働いている人は、法人レベルで課税することで負担してもらっているのです、法人に課税できるという説明ができません。

- 座長 モデル経済的にいうとそういうことになります。〇〇委員は、いかがですか。
- 委員 私も、〇〇委員の考え方はいいと思います。
- 委員 1つ問題なのは、市民でかつ市内法人の従業員であって、個人と法人の両方で負担していると二重課税になっているということです。
- 座長 その論理でいくと、二重課税になってしまいますが、たぶん、市内法人の従業者は市内在住者の方が多いと思います。
- 委員 圧倒的にそうだと思います。
- 委員 受益の方で、法人がある一定規模の緑を充実させると税金が軽減になる便益は、法人にも及んでいると思います。
- 委員 一旦減免した部分を「横浜みどり税」として取り戻せと言っているだけの話であると思います。緑自体の受益でないとダメだと思います。
- 委員 法人も緑の受益としては、環境が良いと、交通インフラと同じで、雇用でいい人が集まったりする面で受益はあると思います。法人をどう捉えるかという問題にかかると思います。
- 委員 法人住民税は、課税ベースを2つに分けてしまった方が分かりやすいと思います。法人プロパーの話と、市民ではない人たちが、昼間、その法人に従業員として勤務している人たちの負担のメカニズムとして法人に課税してしまう。
- 委員 法人でも、部屋の中に緑をいっぱい置くように外に緑があれば、非常にイメージアップにつながるし、従業員も和むし、雇用でいい人が集まるし、全体のインフラとしての受益は、あると思います。
- 委員 課税ベースを1つで行くと、その話はどちらでいくのか混乱してしまうと思います。法人自体も緑の受益をしているのか、それか、あくまで代理変数で生身の人間が楽しんでいるのかということです。
- 座長 どうしても感覚があるのが人間だということそういう議論になるのですけれども、今までの5年間もそうですし、森林環境税を行っている33都道府県でも、法人は森林から受益するとして課税しているわけですから、それをその時点で従業員に還元にして、課税ベース考えているところはないので、その考えで整理していくのが良いと思いますが、あくまでこれは市民の話で、在横浜の企業の感覚を大事にしなければいけませんので、どうやったらいいかということです。今までどおり、市民も払っているから法人も払いなさいというのは通用しにくい情勢なのではないでしょうか。
- 主税部長 この春に法人に向けたアンケートを行った結果が、資料2の66ページにあります。財源負担についても書いてあるので参考にいただければと思います。
- 委員 〇〇委員が言ったような社会的なインフラとして、法人の方も緑が充実してもらうことによって、受益を感じていることをある意味で表明しているようなアンケートであることは言えると思います。その時に、〇〇委員が言う通りで、税の議論をするときに、座長が言った通りで、その受益を個人に限定して考えるとなると、法人を入れると明らかにおかしいと思

います。そうすると、従業員として考えざるを得ないと思います。法人が、事業活動をするに当たりそれを便益として享受していると言えるのであれば、法人事業税と同じ理屈が成り立つと思います。ただ、個人にかけるケースと法人にかけるケースとでは、税理論的という異なってくるので、それをどのように調整するのかというのは、大きな問題だと思えます。税の理屈として考えるとそうなると思います。

座長 今、〇〇委員が整理していただいた以外に答えはないと思います。そこを否定してしまうと、法人事業税を無くせという議論になってしまいます。何故法人事業税が成立しているのかというと、環境も含めて自治体からの行政サービスが経営上のプラス要因になっていて、受益を受けているということです。しかし、個人との公平性はどのようにしたら保てるのかというのが、次の論点になっていると思います。この辺は、必ず議論になる個人と法人の間の税率の違いをどのようにだそうかということになりますので、今の理屈でそれ以外に答えが出ないのであれば、次回の税率の所で個人と法人との関係についてご意見をいただければと思います。

委員 住民でなくて、横浜市内でとりわけ勤務している人たち、滞留時間が長い人たちを対象にして、買い物に来ている人たちと通学している人たちは、エグゼンプションでいいと思います。経済的能力があるのに、たまたま住民票が無いから負担していない人たちをどう見るかということです。前者の方の考え方でいくと、その人たちの代わりに法人から取っているのだという考え方ですけれども、その考え方をしないと、抜けているところはどうみるのかという答えを作らないといけないと思います。住民登録している人たちだけ課税すればいいという理屈が無いと思います。受益を根拠にすると、どこに枠を付けるのかということなかなか狭い枠にはならないのではないかと、思います。

座長 本日のところでは、自由にご議論いただきましたけれども、法人課税の現実・歴史から考えると、委員が整理していただいたのが答えとして妥当だと思います。法人は、経営上の受益をしていて、それは当然横浜みどり税、みどりアップ計画の施策からも受益をしているため個人と同様にご負担をしていただきたいと思っています。欠損か否かは無関係の話であり、受益を受けている限りご負担下さいというのが一義的な報告ということによろしいでしょうか。

委員 〇〇委員がおっしゃっている、受益を受けている市民に税金をかけるという横浜みどり税の性格を考えると、受益があるわけで、特別な便益を提供している横浜市であれば、市外の人がある緑を利用する場合にも、本来的には税金を負担してもらいべきであります。他の市よりも特別に高い便益を設定するし、行政サービスを提供するという話ですから、当然市民だけが負担する必要性はないわけで、それ以外の人たちがそれを享受した時には、課税すべきだという原理は書いておくべきだと思います。ただ、税金としては均等割でやっているから仕方ないこととなります。

委員 それは、前に申し上げたことですが、執行部隊が市レベルですからどうしても脆弱なわけです。国税みたいに強靱な執行部隊を持っているわけではありません。そうすると、課税自主権だと言おうが何と言おうが既存の税目に乗ってしか具体的には執行できないという現実の制約があるわけです。だから市民税の超過課税でやりましようとなります。そこは理屈がたつと思います。

問題なのは、市民税の超過課税と言っても、先程の法人のところから出てきたようにプロキシとして考えれば、法人のところには、たまたま西口のデパートに買い物に来た人と、一日8時間市内事業所で勤務している人の受益の程度が同じと言えますかということ、勤務している人の方が受益の程度は高いと思います。それならマトリクスを書いて、課税ベースを2つに分割して、法人のところでも代わりに課税しますという理屈はありうるのではないでしょう

か。そうすると法人市民税の中で執行できるわけです。全く新しい執行部隊と緑を1日何単位享受したかの測定が科学的に可能であれば、1人1人のバッジを毎日測ればいいわけです。それが一番正確に測れるわけですが、それができないので代理変数でどこまでできるかということになります。個人の方だって代理変数ですよ。

委員 まさにそうですね。個人の方も代理変数ですよ。

委員 900円や300円の受益をどのように測っているのかはわからないわけです。緑の一単位がどれだけの経済価値かはわからないわけですから。だから現実の制度の中に収めようとすればこうなるという言い方しかないと思います。

いかに横浜市税制調査会がまともな議論をしているかがよくわかったと思いますが、一応今のところで議論を閉めさせていただいて、次回、今の議論を続けていただいても構いませんが、最終の落としどころを探したいと思います。

座長 あとやっておくべきことは、5年の課税期間についてです。これはいかがでしょうか。普通に考えたら5年以外ないかなと思いますが、特に付け加えるべきところもないかと思

4番目は次回送りにしますが、ただ議事録を読んでいただければ、前回、話が出てきます。買い取りがメインのみどりの基金です。5年という課税期間の後にみどり基金が存続することについては特別異常なことではないことはすでに確認済みだと思います。改めて次回、横浜の財政状況を見ながらという話もありましたので、併せてやりますが、おおよその方向性は以上になります。

では、残り時間で2番目の論点に行かせていただきたいと思います。ではまずご説明下さい。

では5ページになります。大項目の2番「市民参画」についてです。

現行制度では「横浜みどりアップ計画市民推進会議が設置」されています。

税制課長 考え方としましては、「新たな税負担を市民税均等割超過課税という形で広く薄く市民にご負担を求めめるためには、これまで以上に市民の理解と参画に支えられることが重要です。そのためには、施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証、さらには施策の提言等についても、これまでの取組をさらに発展させた仕組みを作り上げていくことが重要」と考えられます。このため、「事業効果の検証や施策への提言を行っていく市民参加の組織を設けていくべき」となっています。

検討の論点としては、「引き続き、横浜みどりアップ計画市民推進会議を設置していく必要があるか」になるかと思

座長 ありがとうございます。ここのご議論はあまりないかと思

委員 推進会議を設置して、ある意味ではみどり税の歳出面のモニタリングをすることはとてもいいことだと思います。問題なのは市民推進会議の法的性質です。要するに市長の事務部局の中の、例えば市長の私的懇談会というような柔らかい位置づけでいくのか、それとも条例設置なり、条例設置で政治代表ではなく議会代表というレベルで、構成員も入れて、市長の事務部局と市議会とのバランスを取るとい

座長 現状を含めて説明をお願いします。

環境創造局長 ただいまの市民推進会議ですが、条例に基づく設置になっております。従前は任意でしたが、現在は条例に基づく会議という位置づけになっております。

政策調整部長 委員 そうすると、形式論になりますが、一応議会の監視は効いているのですね。

環境創造局長 報告があります。

政策調整部長 委員 職務命令は、市長の事務部局で出ているのですか。それとも議会から出ているのですか。

環境創造局長 市長から出ています。

政策調整部長 委員 ではそちらの所属なのですね。議会の委員会ではないわけですね。

財政局長 市長の附属機関になっています。

座長 しっかりとしたところに置いていただいているということですね。

委員 とても良いことだと思います。

委員 逆に言うとそれが固すぎて、上手く機動的に使えていないかもしれないということが気になるどころです。

委員 ○○委員もよくご存知だと思いますが、本来的には議会がチェック機関であるべきですし、承認機関は議会です。あくまでも、市民推進会議の設置を条例でやるという話になると、組織としては市長のもとにおいて、あくまでも行政のサポートをするという位置づけしかないと思います。市民推進会議を組織的に考えるとそうなります。

委員 そうすると一種の賛助機関ということですね。

委員 賛助機関という位置づけですね。

主税部長 横浜市では基本的に行政や市長に意見を述べるものは、原則として附属機関として条例で設置しています。

財政局長 先ほど先生がおっしゃられたように、最終的には予算の執行や一定の組織を編成して仕事に取り組むという組織の在り方は、当然議会で審議をしていただく予算案であったり、あるいは組織であれば条例であったりそういうものになりますので、附属機関での議論は定期的に議会に報告しており、とりわけみどりアップについてはかなり密に議会に報告しておりますので、まさにそういう意味では市長がきちんと意見を聞きながら進めていくための機関だと思います。

座長 実はこれは非常に大事な点です。都道府県レベルで同じように県民会議を作っていますが、関係者の内輪でやっているような会議になってしまっているケースが多々ありますので、そうならずにきちんとやっているということは非常に重要なことですし、珍しく上手く運営されていると思いますので、評価とするとこのまま続けていただきたいことになりそうですけれど、それでよろしいでしょうか。

委員 しかも条例で設置をきちんと認めているというところがすごく大事だと思います。組織的にはそうあるべきです。但し、議会の権限を奪うものではないので、基本的には議会が最終的には承認を持つ、信用をするべき機関であるという権限を奪うものではないです。

委員 もちろんそうです。私が気にしているのは、もう少し機動的に動けた方が実務的ではないかということです。だからと言って、そちらに走ってしまうと政治的責任を一般市民に対してどう負うかということが抜けてしまいます。ここをどのように考えればいいのかとずっと気になっているのです。

座長 一番難しいところですよ。上手く運営して、しかも責任もきちんと果たすためにはどういう形ができるか模索ですが、現時点から言うと、多くのそういうものを見てきた立場からするとかなり上手く行っているのではないかと思います。

委員 ここはみどり税だけではないわけです。みどり税もありだし、みどりアップ計画全体のスケルトンについて動かしているわけですから。

委員 会議のメンバーには謝礼は払われているのですか。

環境創造局政策課担当課長 委員報酬を支払っています。

委員 みどり税から支払われているのですか。

環境創造局政策課担当課長 違います。

座長 ではよろしいでしょうか。ここの部分は大事であるということは報告書でも表記したうえで、26年度以降もみどり税をやるのであればこの形を残してもらいたいということになるかと思えます。

委員 ○○委員にお伺いしたいのですが、市民推進会議の中でみどり税の、たとえば税収の現状だとか使途だとかそういうことはかなり細かいデータで出てくるのですか。

委員 出てきます。

委員 そうすると、メンバーになっておられる方はみどり税の存在ももちろん認識しているし、みどり税の税収や使途について、自分たちがかかっている各事業にどれくらい投入されているか、総額ではなくみどり税の部分は認識されているのですね。

委員 そうです。だから重要だと思います。

委員 ここはきちんとグリップしないと全部抜けてしまうことになります。

環境創造局政策課担当課長 今回の件ですが、「濱RYOKU」という市民推進会議の広報部会で作っている広報誌があります。年に4回発行しています。この中では、事業の話でみどり税がどのくらい使われているか等も含めて市民推進会議のメンバーが企画をして実際に作っていますので、今先生が言われたようなことは委員の皆さんは理解していただいていると思います。

委員 このデータ自体が事務局から市民推進会議に入ってくるのですか。この元になっているものとどちらを出しているのですか。

環境創造局政策課担当課長 データ自体も元になっているものも出しています。基本的に市会に対してはかなり細かいデータを出していますので、市会が終わった後に各委員さんにすべて配付をして、執行状況を含めてその都度内容を確認していただいております。

委員 そうすると委員の先生は認識は深いという理解でいいわけですね。

委員 というかそういう意識を持っている委員がとても多いです。税金をいただいて施策を実行されていることをより強く意識しています。

委員 私が気になったのは、有体に言うと丸められた数字を見ても意味がないので、もとの尖った数字を見てもみないと実際どう動いているのかは読めないですから。そのところは生のデータが出ていればいいですし、丸められたデータだけであれば、この人たちは上手く使われているだけになってしまいます。現実にはないのですが、それはちょっとないでしょうと思えます。

座長 疑うのも我々の仕事ですから。

委員 座長の言う通りで、座長は良くご存知だと思いますが、各県でやっている超過課税の実態が、実をいうときちんと市民に理解されていないケースがあるので、私も委員会の一委員として出ているのですが、いつもこういうところに生の元の数字をきちんと出して、皆さんに理解して貰って、それで委員の意見の集約を図ることがとても大事だということをいつも言っているつもりです。また、担保されていると思っています。

座長 それでは最後の論点にいきたいと思えますけれども、ご説明をお願いします。6ページ、7ページ、8ページです。

税制課長

6ページ「大項目の3 使途と税率について」でございます。

現行制度では、みどり税の使途は次の4種類に整理されています。

- 1.としまして樹林地・農地の確実な担保（公有地化）
- 2.としまして身近な緑化の推進
- 3.としまして維持管理の充実によるみどりの質の向上
- 4.としましてボランティアなど市民参画の促進につながる事業

なお、※印にありますとおり、施設の整備費や特定の個人・事業の支援的な性格を有する事業については、超過課税の使途から除外することとしています。

また、税率については、個人が年間900円、法人が年間均等割額の9%相当額となっています。

7ページにまいりまして、これらの考え方ですが、使途につきましては、「より確実な緑の保全・創造につながるものが望ましい。間接的な支援策よりも、恒久的な保全策である買取による公有地化が相応しい。」「広く市民が緑の維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てるべき。」「市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取組に充てていくことも、超過課税の趣旨にかなう。」のこれら3点になります。

また、税率につきましては、「税制研究会は、みどりアップ計画の実施により、新たに必要となる一般財源（当時は、年間約38億円と想定されていました。）の全てを市民税均等割超過課税によって賄う場合は、税率は個人1,300円・法人13%としたところですが、事業内容・事業費を更に精査しまして、財源確保努力など更なる内部努力を行ったうえで、適切な水準の税率を導き出すべきことといたしました。」「また「その後、横浜市では、行政改革による財源の内部捻出や、事業計画の一部見直しや財源の工夫により、最終的に、税率を900円・9%として、横浜みどり税条例を提案した。」のこれら2点になります。

8ページにまいりまして、(3)の使途の検討の論点ですが、①として、「横浜みどり税の使途として、新たに加えるべきものがあるか。」、また②として、「「これからの緑の取組〔平成26-30年度〕(案)」に掲げられた事業のうち、横浜みどり税を充当すべき事業は、どの事業か。」の2点になります。

また、(4)の税率案の検討の進め方ですが、まず、①として「横浜みどり税は、緑の取組のために必要な財源を確保するものであるから、まずは横浜みどり税を充当すべき事業を決めなければならない。」、②として「したがって、これからの緑の取組(案)に掲げられた事業のうち、横浜みどり税を充当することが適切な事業をまずは明らかにする必要がある。そして、それらの事業に必要な事業費のうち、国費及び市債の充充分を除いた、市民税均等割超過課税によってまかなう財源額を明らかにした上で、税率を試算する。」これら2点になります。

説明は以上になります。

座長

ありがとうございます。8ページを見ていただければと思いますが、本日のところは(3)の論点のうち1番をメインにやっておいて、先程も触れましたが「地産地消」をどうするか、コアな部分を含めて2番目を次回やりたいと思っています。税率についてはまだまだ議論する段階にはございませんので、この考え方で進めていきたいということです。

それともう一つは今日の議論で新たな課題が出ましたけれど、総事業費のうちの個人・法人の割合の議論、ここは少し大きな話になるかもしれませんが、次回以降、たぶん3回目ぐらいには、3回目の税率をやるときにはおそらく非公式でやらないといけないかと考えてお

りますが、今回は先送りということで、考え方だけやりたいと思います。

税率については、考え方としてはこれが妥当でこれ以外にないかなと思いますがよろしいでしょうか。

それではこれも積み残し分がありますけれど、一番大事な使途のところでは、我々は5年前は報告書のところで、6ページの4つをあげていました。この4つに加えるものがあるのか、あるいは削除するものがあるのかということが一つです。それともう一つは、4つが非常に抽象的でどのようにも解釈できますので、むしろこういうところをチェックしていただくのも市民推進会議の役割なのですが、使途のところの4つが並列でいいのか、それとも、環境創造局の説明の中でも根幹と言っていましたけれども、例えば1番が我々が5年前に税を提案する時の最終判断になったわけですね。先ほどから繰り返し申し上げているように、みどり税を提案するかどうか悩んだあげく、市民の財産が増えるのならば納得していただけるでしょうということがありました。あれば当然根幹なわけですが、これを具体的に多少とも目安で、目標で、1～4まで少しずつでも、あるいは特に根幹部分でも割合の目安を出すべきなのかどうかということを含めてこの辺りをやりたいと思います。

要は、地産地消のときにも申し上げましたが、みどり税ですよと言ってみどりだということで市民の方は信用して納税するわけで、それが回りに回ってみどりになるのですが、「遠いぞ」という比重が上がっていくのであればやはりそれはおかしいでしょうという意見は当然出てくるでしょう。したがって、ある程度重点項目だけでも何か、例えば公有地化・買取部分は少なくとも8割は使って欲しいというような目安を出すということは必要なのかどうか。この5年間定めておりませんので、もちろん市民推進会議を信頼していますし、それ以前に環境創造局を信頼しておりますので、変な使い方をされていないということは信頼したうえでですけども、税の性格として、メインは何かということをはっきりさせておいた方が、市民の方の受け止め方として納得していただただけるのかと思います。特に前回と違って消費増税も決まっておりますし、負担増の時代にどうするのかという時には万全な予防策は講じていかないと考えております。この点いかがでしょうか。まずは市民推進会議に入っている〇〇委員はいかがでしょう。

委員 今回の資料にあるのかなと思って見ていたのですが、実は市民推進会議というのは横浜のみどりアップ計画全体の議論をしている委員会でした。市民推進会議のみどりアップ計画を見える化した資料の中で、みどり税が充当されるべき事業とみどり税を充当してはならない事業をきちんと分けてあります。だからその表を出していただいて、そのうえで従来と同じみどり税を充当するべき事業にみどり税を充てるといように議論をしていただくのが一番いいのではないかと考えています。

座長 どちらかという②のみどり税を充当するべき事業はどの事業かという論点になりますか。

委員 過去においてこの事業はみどり税を充当できます、この事業は一般の従来やっていた事業でやりなさいというように分けていて、きちんと整理していました。

座長 その元になっているのがこの4つです。この4つにあてはまるものだけはいいですよということです。

委員 そうです。4つにあてはまるものをみどり税の対象事業に選択しています。

委員 メルクマールが問題なのですね。

座長 今お聞きしているのは、この4つでいいのか、それとも4つは多すぎるのか、さらに加えてこの4つの割合はこれでいいのかというところです。

委員 前の議論をきちんと整理してやっているもので、それにしたがってこの4種類以上に何かあるかというのがまず議論をされるべきです。

からこういうことを基本的にやりますよとって新たに加えられました。

委員 そうすると平仄を合わせないといけないわけですね。全然バラバラの議論はできないですよ。

委員 それが全体として合って、横浜のみどり税はこの事業に設定されている目標がありますので、それに使うということです。それ以外には使いませんよという仕分けがされて全体の計画が実行されているということきをきちんと説明していただいた方がいいと思います。

委員 その限りの財政需要ですよ。一般的にみどりをやりますから財政需要がたくさん出てくるので税率をこんなに上げてというと、とめどなく増えてしまいますね。そういうわけではないということですね。

環境創造局 政策課担当課長 2ページにその辺の概念図を記載しております。横浜市水とみどりの基本計画が18年度から37年度まであって、これが大きな計画で入っています。その重点的な取組ということで、今〇〇委員からお話がありましたように2階建ての部分について、みどりアップ計画で21年度から25年度でみどり税を充当してやっています。1階建ての部分は通常の事業費でやるという形で進めています。1期と2期と3期という色分けの話ですけれども、当然この4か年半終わりました、評価・検証を4か年分しました。そして市民意見募集をかけて、議会にもいろいろと報告をし、環境創造審議会にも諮問をして、答申をいただいています。そういう要素を全部組み込んで次の5か年の計画を作っていますので、次回以降に資料としてお出ししていくこととなりますけれども、当然1期と2期ではウエイトのかけ方が多少変化しているのは確かです。

座長 くだいようですが、ウエイトの変化と対立するものではありませんので、同じ横浜市の組織ですので、それをどこまで受けると税金として納得して成立するのかという最終判断を我々がかませていかなくてはならないということです。ですから、その時点で、環境創造局の方の考えも、予算配分の割合とみどり税として分けられる部分の割合が多少とも変わってくる可能性があるということです。

委員 メルクマールも変わりうるということですよ。

委員 今4種類になっていますが、1番のところで樹林地と農地になっています。先程から農地については議論があったところですし、公有地化が後ろにかっこでかかっているの、樹林地と農地は切り離して書き分けていくべきではないかと思います。

座長 担保という表現も変ですわね。

委員 今後の方向性を見たらうで書き分けが必要だと思います。

座長 ありがとうございます。次回に向けて事務局とも相談したいと思います。少し中途半端になってしまいましたが、次回は引き続きここから入るということでもよろしいでしょうか。

主税部長 若干今の補足をしますと、当時の計画の中に農地の買取制度という制度がありまして、農地を買い取ってしまう、そういった意味で樹林地の買取とは別に載せてあると思います。

委員 それは現在までに実績はあるのですか。

環境創造局 みどりアップ推進部長 農地を買い取って横浜市が中間保有して、また貸すというしくみを考えたのですけれども、そういう仕組みをしなくても、横浜市が借りて農家に貸すということで、中間で所有しなくても又貸しという形でできるということです。

もう一つ買取については、農園付き公園整備事業というのを今やっています、農園でその事業をやっています。それは農地を保全する趣旨でやっています。次の計画の中でも農園付き公園整備事業は継続している状況になっています。

座 長 農地の買い取りは所有者からしてもいいでしょうし、直接的にはあまり想定できない例ですよね。

環境創造局
みどりアップ推進部長 今回の農園付き公園整備事業は、市民の方と農とのかかわりを深めていくという位置付けでやっています。収穫体験農園とある意味同じカテゴリでやっています。

座 長 そこも個人の農家の方から土地を買ったわけではないですよ

環境創造局
みどりアップ推進部長 個人の農家から買っています。

座 長 そういう形では買取もあったということですね。

委 員 農地法上は問題ないのですか。

環境創造局
みどりアップ推進部長 農地法上は都市公園として整備しておりますので、農地法上は問題ないです。

委 員 公園に稲が植わっているという事なのですね。

環境創造局
みどりアップ推進部長 公園の用地ですが、そこは農地という形で残っています。市民の方がご利用いただいています。

座 長 今回もいつもながら真剣に盛り上がったご議論をいただき、時間を超過して大変失礼をいたしております。次回以降に向けて、資料等必要なものがありましたら事務局の方にご連絡いただければと思います。私から、環境創造局さんの方で、もう少しわかりやすい一覧表が欲しいかなと思います。先ほど〇〇委員がおっしゃっていたような過去の実例と、この5年間のわかりやすい一覧表で事業費込みのものを、資料をきちんと読めばわかるのですが、市民の方に説明するときにももう少し簡単でわかりやすい一覧できるものがあるといいかなと思いますので資料をご用意いただければと思います。他に資料等必要なものはよろしいでしょうか。

税制課長 それでは事務局にお返しします。時間を超過しまして大変失礼しました。

税制課長 本日は熱心なご議論をどうもありがとうございました。次回の日程につきましては調整のうえ後程追ってご連絡させていただきます。それではこれもちまして第8回税制調査会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。